

佐賀県規則第5号

佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県港湾管理条例施行規則（昭和48年佐賀県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第3条の2関係）			別表（第3条の2関係）		
港湾名	施設の名称	金額	港湾名	施設の名称	金額
唐津港	東ノ浜1号泊地	<u>7.5円</u>	唐津港	東ノ浜1号泊地	<u>7.7円</u>
	東ノ浜2号泊地	<u>6.4円</u>		東ノ浜2号泊地	<u>6.6円</u>
	東ノ浜3号泊地	<u>6.4円</u>		東ノ浜3号泊地	<u>6.6円</u>
	唐津港内小型船1号泊地	<u>6.4円</u>		唐津港内小型船1号泊地	<u>6.6円</u>
	唐津港内小型船2号泊地	<u>6.4円</u>		唐津港内小型船2号泊地	<u>6.6円</u>
	大島船溜1号泊地	<u>6.4円</u>		大島船溜1号泊地	<u>6.6円</u>
	大島船溜2号泊地	<u>6.4円</u>		大島船溜2号泊地	<u>6.6円</u>
伊万里港	浦ノ崎1号泊地	<u>7.5円</u>	伊万里港	浦ノ崎1号泊地	<u>7.7円</u>
	浦ノ崎2号泊地	<u>6.4円</u>		浦ノ崎2号泊地	<u>6.6円</u>
	浦ノ崎3号泊地	<u>6.4円</u>		浦ノ崎3号泊地	<u>6.6円</u>
	波瀬泊地	<u>6.4円</u>		波瀬泊地	<u>6.6円</u>
	久原橋泊地	<u>7.5円</u>		久原橋泊地	<u>7.7円</u>
	久原原橋泊地	<u>7.5円</u>		久原原橋泊地	<u>7.7円</u>
	鳴石泊地	<u>6.4円</u>		鳴石泊地	<u>6.6円</u>
	楠久津A水路泊地	<u>6.4円</u>		楠久津A水路泊地	<u>6.6円</u>
	多々良泊地	<u>6.4円</u>		多々良泊地	<u>6.6円</u>
	浦分泊地	<u>6.4円</u>		浦分泊地	<u>6.6円</u>
	煤屋泊地	<u>5.3円</u>		煤屋泊地	<u>5.5円</u>
	瀬戸漁港区1号泊地	<u>6.4円</u>		瀬戸漁港区1号泊地	<u>6.6円</u>
	瀬戸漁港区2号泊地	<u>7.5円</u>		瀬戸漁港区2号泊地	<u>7.7円</u>

改正前			改正後		
	浦潟 1号泊地	6.4円		浦潟 1号泊地	6.6円
	浦潟 2号泊地	7.5円		浦潟 2号泊地	7.7円
	浦潟 3号泊地	6.4円		浦潟 3号泊地	6.6円
呼子港	呼子泊地	6.4円	呼子港	呼子泊地	6.6円
	殿ノ浦泊地	5.3円		殿ノ浦泊地	5.5円
星賀港	星賀 1号泊地	6.4円	星賀港	星賀 1号泊地	6.6円
	星賀 2号泊地	6.4円		星賀 2号泊地	6.6円
仮屋港	仮屋 1号泊地	6.4円	仮屋港	仮屋 1号泊地	6.6円
	仮屋 2号泊地	6.4円		仮屋 2号泊地	6.6円
	仮屋 3号泊地	6.4円		仮屋 3号泊地	6.6円
大浦港	休石泊地	6.4円	大浦港	休石泊地	6.6円
	横杉泊地	6.4円		横杉泊地	6.6円
	亀ノ浦泊地	6.4円		亀ノ浦泊地	6.6円

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成31年10月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この規則による改正後の佐賀県港湾管理条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の許可に係る使用料から適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。